改訂

信用金庫・信用組合の会計実務と監査

- 自己査定·償却引当編-

EY新日本有限責任監査法人 編著



はしがき

本書は、信用金庫および信用組合の経理実務担当者向けに、開示・会計・監査制度の概要と主要な会計処理・開示実務のうち、自己査定および償却・引当制度の概要、自己査定・償却・引当実務を解説したものです。その他の会計処理等に関する論点については、本書の姉妹書籍「会計処理・開示実務編」で解説しています。

本書初版執筆時、我が国経済は低迷期を脱しえないまま東日本大震災に見舞われ、復興 途上にありました。その後、大規模な金融緩和政策等を背景に、一定の景気回復基調を見 せ、企業倒産件数も長らく減少傾向を見せてきました。

しかし、本格的な景気回復を見る前に、新型コロナウイルスの感染拡大によるパンデミックが発生し、我が国を含め、世界経済全体が深刻な影響を受けることとなりました。また、令和4 (2022) 年2月には、ロシアによるウクライナ侵攻が発生し、世界経済の先行きに関する不透明感が高まっています。さらに、世界的に急激な物価上昇が起こり、これを抑制するため、米国をはじめ各国が政策金利の引き上げを開始または検討し始めており、それが今後の景気に及ぼす影響が懸念されています。

これまでのところ、我が国においては、新型コロナウイルス対策として導入された持続 化給付金制度や実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資制度など、各種セーフティーネットが奏功し、企業倒産件数はこれまでのところ増加傾向を見せていませんが、将来の 倒産や貸倒を予測することが極めて困難な状況にあるといえます。

我が国の償却・引当制度は、過去の貸倒実績を基礎とし、必要に応じてこれを補正し、 予想損失を計上する建付けとなっています。しかしながら、これまでの実務においては、 倒産件数および貸倒実績率が低下傾向を示してきたことから、特段の修正が行われてこな かったケースが多かったものと考えられます。

こうした環境下において、いかにして予想損失を十分かつ適切に見積もるかが、重要論 点として浮上しています。

一部の地域金融機関においては、すでに新型コロナウイルスに対応して追加引当を計上 しているケースや、フォワードルッキングな引当手法を導入しているケースも出始めてお り、今後、現在未対応の信用金庫および信用組合においても、同様の検討を行う必要性が 出てくる可能性があります。

新型コロナウイルスの感染拡大の収束時期をどう見込むか、物価上昇、将来における金

利上昇、地政学リスクなどが地域経済および融資先企業にどのような影響を及ぼすと見込むか。前提条件の置き方次第で、計上される貸倒引当金の額は大きく異なることとなり、信用金庫および信用組合の財務内容に及ぼす影響も重大なものとなってくる可能性があります。こうした様々なリスクをいかにして適切に評価し、自己査定・償却引当を行うべきか。信用金庫および信用組合は、今、極めて重要な課題に直面しているといえるでしょう。本書は、このような直近の動向も含め、信用金庫・信用組合に関連する自己査定・償却引に関する重要論点にフォーカスして執筆しています。

本書が自己査定・償却引当実務担当者や監査実務担当者の皆様のご理解の一助となれば幸いです。

2022年9月

EY新日本有限責任監査法人

金融事業部 金融センター長 小澤裕治

金融センターとは

EY新日本有限責任監査法人金融事業部内に置かれた組織であり、地域金融機関向け外部セミナーの企画・運営のほか、地域金融機関監査担当者に対する監査ツールの提供、研修の企画・運営、地域金融機関に対する各種アドバイザリー業務の展開サポートなどの業務を行っています。

目次 Contents

第 [編 自己査定および償却・引当制度の概要 1

第 1 章 現行制度の概要	2
1 早期是正措置制度と自己査定および償却・引当制度	2
2 金融検査マニュアルとは	4
3 金融検査マニュアルの廃止	5
3 - 1 廃止の背景	6
3 - 2 廃止後の基本的考え方	7
4 > 監督指針	10
5 会計基準との関係	12
第2章 自己査定および償却・引当制度の変遷	······ 13
1 バブル経済崩壊後の金融行政スタンスの変化	13
2 銀行への公的資金注入と資産査定通達に基づく金融検査	14
3 ペイオフ解禁を見据えた資産査定の厳格化	14
4〉金融再生プログラムによる不良債権処理の加速	15
5 金融検査と会計監査	15
6 貸し渋り・貸し剥がし問題の顕在化と中小企業金融円滑化	16
6 - 1 貸し渋り・貸し剥がしの背景	17
6-2債務者区分判断基準と中小企業の財務内容の実態	17
6-3資本性借入金の提唱と積極的活用の推進	17
6-4 貸出条件緩和債権判定基準の緩和と中小企業金融円滑化法の施行	18
7 ポスト中小企業金融円滑化法	19
8〉金融検査マニュアル廃止後の償却・引当方法見直しの動き	21

第Ⅱ編 自己査定実務の概要

第1	草	自己査定の全体像	26
1	自己到	査定の意義	26
2	自己到	査定対象資産等の範囲	26
3	自己了	を全に乗の流れ	27
	3 - 1	自己査定対象の抽出と査定方法の決定【ステップ1】	27
	3 - 2	言用格付および債務者区分の判定【ステップ2】	28
	3 - 3	分類額の算定・集計【ステップ3】	28
4	自己了	査定の実施時期	28
	4 - 1	基準日査定とは	28
	4 - 2	随時査定とは	30
	4 - 3	反基準日後または随時査定日後決算期末までに発生した事象の取扱い…	30
5	基準日	3後における後発事象の取扱い 	31
第 2	章	自己査定対象の抽出と査定方法の決定	···· 33
1	自己到	を 全定対象の抽出	33
2	査定プ	方法の決定────────────────────────────────────	35
	_		
男 3	早	債務者区分の判定	36
1			
•		当区分の定義等	
	1 - 1	当区分の定義等 E常先	36
	1 - 1	当区分の定義等 E常先 要注意先	····· 36 ····· 36
	1 - 1]	当区分の定義等 E常先 要注意先 要管理先	36 36 37
	1 - 1] 1 - 2] 1 - 3]	当区分の定義等 E常先 要注意先 要管理先 破綻懸念先	36 36 37
	1 - 1] 1 - 2] 1 - 3] 1 - 4]	皆区分の定義等 E常先 要注意先 要管理先 破綻懸念先 実質破綻先	36 37 37
	1 - 1] 1 - 2] 1 - 3] 1 - 4]	当区分の定義等 E常先 要注意先 要管理先 破綻懸念先	36 37 37
2	1 - 1]	皆区分の定義等 E常先 要注意先 要管理先 破綻懸念先 実質破綻先	36 37 37 37 37 37

	2-2債務者区分と信用格付との関係	38
3	債務者区分判定にあたっての基本的留意事項	40
4	債務者区分判定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
5	形式判定マトリクスに基づく形式判定	42
6	実質債務超過解消期間・債務償還年数による判定	43
	6-1実質債務超過解消期間とは	43
	6-2 債務償還年数とは	44
	6-3 実質債務超過解消期間・債務償還年数と、債務者区分の対応関係	
7	実績指標の補正	48
	7 - 1 貸出条件にかかる実態補正	48
	7-2履行状況にかかる実態補正	48
	7-3財務内容にかかる実態補正	48
	7-4 グループ会社や代表者との一体判断による補正	57
8	債務者区分の最終判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	8-1 正常先か要注意先かの判定	66
	8-2 要注意先か破綻懸念先かの判定	······ 74
	8-3 その他要注意先か要管理先かの判定上の留意点	97
	8-4 破綻懸念先か、実質破綻先か、破綻先かの判定上の留意点	107
第 4	章 分類額の算定・集計	···· 110
1	概 要	110
	1 - 1 I 分類(非分類)	110
	1 - 2 Ⅱ 分類	110
	1 - 3 Ⅲ分類	111
	1 - 4 Ⅳ分類	111
2	債務者区分と資産分類の関係	111
	2 - 1 正常先に対する債権	112
	2 - 2 要注意先に対する債権	112
	2-3 破綻懸念先に対する債権	112
	2 - 4 実質破綻先および破綻先に対する債権	113

3	優良担保・保証、一般担保・保証の定義	113
	3 - 1 優良担保	114
	3 - 2 一般担保	114
	3 - 3 優良保証等	114
	3 - 4 一般保証	115
4	保証能力の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	4 - 1 保証会社(保証子会社を含む)の保証能力	115
	4 - 2 その他留意事項	116
5	分類対象外債権····································	116
	5 - 1 分類対象としない債権	117
6	不動産担保の評価	118
	6-1 不動産担保評価の事前準備	118
	6-2 自行評価による不動産担保評価	120
	6-3 不動産鑑定士による不動産鑑定評価	130
	6-4不動産評価と担保評価(処分可能見込額)	134
	6-5 担保不動産の保全、事後管理	136
7	動産担保の評価について	138
	7 - 1 一般担保とするための要件	138
	7 - 2 担保評価額	139
	7 - 3 処分可能見込額	140
第』	[[編 償却・引当実務の概要	143
笋 1	章 償却・引当の全体像	144
	償却・引当の根拠規定等	
2	償却・引当作業の流れ	145
第 2	章 償却・引当の具体的方法	147
1	正常先・その他要注意先	147

	1-1 正常先・その他要注意先に対する引当方法	147
	1-2 予想損失率の算定方法	148
	1-3バックテスト	151
2	要管理先	151
	2 - 1 要管理先に対する引当方法	152
	2-2予想損失率の算定方法	152
	2 - 3 経理処理	156
3	破綻懸念先	156
	3-1 破綻懸念先に対する引当方法	156
	3-2Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法…	157
	3-3 Ⅲ分類とされた債権額から、合理的に見積もられたキャッシュ・フロー により回収可能な部分を控除した残額を予想損失額とする方法····································	158
4	実質破綻先・破綻先	161
	4 - 1 実質破綻先・破綻先に対する償却・引当方法	161
	4 - 2 有税直接償却	161
	4-3無稅直接償却	161
	4 - 4 部分直接償却	163
	4-5 経理処理	165
5	貸倒引当金の戻入・償却済債権の取立で	166
	5 - 1 貸倒引当金の戻入	166
	5-2 償却済債権の取立で	167
6	債務者区分等と未収利息	167
	6-1 未収利息の不計上	167
	6 - 2 入金の処理	168
7	新しい貸倒引当金の考え方	169
第 3	章 特殊な貸出金にかかる引当方法 1	71
1	資本性借入金を供与している金融機関における引当方法	171
	1 - 1 資本性借入金とは	171
	1-2 貸倒引当金の算定方法	172
	1-3 貸倒引当金の実質的戻入の禁止	175

1 - 4 設 例	177
2 住宅ローン債権信託受益権にかかる引当方法	178
2 - 1 質的に単一の信託受益権	178
2 - 2 質的に分割された信託受益権	179
3 クレジットリンクローンなどの仕組ローンにかかる引当方法	180
3 - 1 概 要	···· 180
3-2区分処理の判定	····· 180
3 - 3 引当方法	···· 181
【巻末資料】	
〔資料 1 〕金融検査マニュアルの廃止	···· 186
〔資料 2 〕貸出条件緩和債権の判定(主として卒業基準)に関連する規定等…	····· 189
〔資料 3 〕資本性借入金の取扱いに関連する規定等	···· 192
〔資料 4 〕(参考)廃止済の金融検査マニュアル等(中小企業の債務者区分判 に関連する規定等)	-

第【編

自己査定および償却・引当制度の概要

本編では、信用金庫および信用組合における自己 査定および償却・引当制度の概要ならびに制度の 変遷について解説する。

現行制度の概要

早期是正措置制度と自己査定および償却・引当制度

Point

現在の信用金庫および信用組合における自己査定および償却・引当制度は、早期是正措置制度の導入にあたって導入されたものである。

早期是正措置制度とは、金融監督当局が、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、あらかじめ定めた是正措置命令を発動する制度である。バブル経済崩壊後、金融機関における不良債権問題の発生などを背景に、1998(平成10)年4月に導入された。本制度導入の主な目的は、次のとおりである。

- ①金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関 経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること
- ②是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること
- ③結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること

自己資本比率の水準とそれに対応した是正措置の概要は、【図表1-1-1】のとおりである。

この自己資本比率は、金融機関が作成する財務諸表を基礎に算定されるものであり、早期 是正措置が適切に発動されるためには、適正な財務諸表の作成が不可欠となる。一般に、貸 出業務を本業とする金融機関においては、貸出金等に係る償却・引当額が、財務諸表におよ ぼす影響が重要となる場合が多く、適正な財務諸表の作成にあたっては、資産査定および償 却・引当が適切に実施されることが不可欠となる。

早期是正措置制度の導入前においては、金融機関における償却・引当は、税法上容認される額を限度として行うことが一般的であり、有税による貸倒引当金の計上を行うケースは例外的であった。こうしたなか、多額の不良債権を抱えた金融機関が経営難に陥るケースが発

区 分	自己資本比率	措置の内容
第1区分	4 %未満 2 %以上	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の 提出およびその実行
第2区分	2 %未満 1 %以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止またはその額の抑制、総資産の圧縮または抑制等
第2区分の2	1 %未満 0 %以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の 廃止等の措置のいずれかを選択したうえ、当該選択に係る 措置を実施
第3区分	0 %未満	業務の全部または一部の停止命令

(資料) 金融庁「金融庁の一年」(平成23事務年度版)

(資料) 金融庁「金融庁の一年」(平成23事務年度版)

生し、早期是正措置制度の導入に向け、不良債権の認識や償却・引当の計上を、より適切に 行う枠組みの検討がなされていた。

その結果、1997(平成 9)年 3 月、当時金融行政を所管していた大蔵省が、新たな査定の考え方を織り込んだ、「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」(以下、「資産査定通達」という)と題する通達を発出した(本通達には、それまでなかった「債務者区分」の概念が導入され、そのコンセプトは、1999(平成11)年 4 月に公表された「金融検査マニュアル」にも受け継がれている)。

【図表1-1-2】早期是正措置と自己査定
【自己責任の徹底】 【客観性と実行性の確保】

金融機関の資産内容の自己査定

外部監査の活用

自己資本比率

監督当局の検査・モニタリング

【行政の透明性の確保】

監督当局への業務改善計画の提出命令
その他必要な是正措置命令
【客観的な基準による透明な行政運営の確保】 ~客観的な指標に基づき、業務改善命令

等の措置を発動

また、資産査定通達の公表と同時期に、債務者区分を基礎とする償却・引当に関する会計 監査上の指針として「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償 却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(現「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに 貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」)(日本公認会計士協会 銀行等監査特別 委員会報告第4号)が日本公認会計士協会から公表され、1997(平成9)年4月1日開始事 業年度より適用されることとなった。

このようにして、現在では実務に定着している債務者区分に基づく自己査定や、債務者区 分ごとに償却・引当を行う制度が導入されることとなった。

2 金融検査マニュアルとは

Point

「金融検査マニュアル」は、検査官、金融機関を検査する際に用いる手引書であり、信用金庫および信用組合における自己査定および償却・引当等に係る制度の基盤となってきた。2019年12月に、検査・監督手法の見直しの一環として、当該マニュアルは廃止されたが、当該マニュアルに基づいて現状の実務は定着しており、今後においても否定されないとされている。

信用金庫法(以下、「信金法」という)89条、および協同組合による金融事業に関する法律(以下「協金法」という)6条の規定に基づく銀行法25条1項の準用により、内閣総理大臣は、信用金庫および信用組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、検査官に信用金庫および信用組合の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務もしくは財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させることができる(いわゆる立入検査)。

「金融検査マニュアル」は、検査官が、上記規定に基づき金融機関を検査する際に用いる 手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、 経営陣のリーダーシップのもと、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じ た方針、内部規程等を策定し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待さ れてきた。

すなわち、金融検査マニュアルは、信用金庫および信用組合の自己査定および償却・引当 等に係る規程やマニュアルそのものに代替するものではないが、金融検査において、本マニュアルに規定されている事項の趣旨を踏まえた対応が行われているか、といった観点から検証が行われたことから、事実上、各信用金庫および信用組合における自己査定および償却・引当等に係る制度の基盤となってきた。

金融検査マニュアルには、「別冊〔中小企業融資編〕」が設けられている。これは、「金融 検査マニュアル」の公表後、本マニュアルチェック項目を厳格に解釈して自己査定等が実施 されるようになった結果、業況が悪化した中小企業等に対する融資インセンティブが阻害さ れ、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」が社会現象化したことなどを背景に、2002年(平成 14) 年6月に公表されたものである。

具体的には、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の記述が抽象的で分か りにくい、あるいは、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されている のではないかとの意見を背景に、債務者の経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マ ニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイントおよび検証ポイントに 係る運用例が示されたものである。

金融庁は、金融検査マニュアルのほかに、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAO) | を公表している。

これは、2007(平成19)年2月に金融検査マニュアルが大幅に改訂されたことを踏まえ、 2007 (平成19) 年 4 月に、「改訂金融検査マニュアル」の内容を解説するものとして公表さ れたものである。

後述(第1章3「金融検査マニュアルの廃止」)のとおり、金融検査マニュアルに基づく 検査・監督のあり方の見直しを背景に、2019年12月に「金融検査マニュアル」、同別冊「中 小企業融資編]や「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAO) | は廃止された。

金融検査マニュアル等に基づく自己査定、償却および引当制度は各金融機関において実務 として定着しており、今後については、現状の実務は否定されない一方で、各金融機関がそ の個性や特性に応じた信用リスク管理を行い、自己査定、償却および引当にも反映していく ことを求めている。

金融検査マニュアルの廃止

Point

金融検査マニュアルが廃止されても、従来の自己査定や償却・引当に関する実務が 否定されるものではない。一方で、金融機関自らの経営理念、戦略や各方針に即し た形での将来を見通した信用リスクの特定・評価を行い、自己査定および償却・引 当に反映させていくことが求められている。

3-1 廃止の背景

「金融検査マニュアル」が導入された1999(平成11)年当時の検査・監督は、バブル崩壊後、多くの金融機関において、既に発生した不良債権を的確に把握し、足元までの資産価格の下落という要因を引当に反映させ、国内外の信用を回復することが優先的な課題の一つであった。

そのため、金融機関の裁量の余地が少ない一律の基準を策定し (金融検査マニュアル別表)、貸出先が実質債務超過かどうか、貸出が担保・保証により 保全されているかを重視して、自己査定結果の検証を行ってきた。また、引当の見積りにおいても、一律の基準に基づいた検査が行われた結果、過去の貸倒実績等を基本として債務者区分毎に一定の計算式に基づき引当額の計算を行う実務が定着した。

しかしながら、金融機関の取り巻く環境は、人口減少や低金利環境の長期化等大きく変化 し、金融サービスの受け手のニーズも多様化している。金融機関においては、融資業務につ いても、経営理念を明確にし、自らの強みを活かして独自の取組みを行う動きが広がりつつ ある。

その中で、金融庁では、従来の「ルール重視の事後チェック型行政」では、新しいリスクを把握し、機動的に対応できないという問題意識から、①形式から実質へ、②過去から未来へ、③部分から全体への3つの新たな検査・監督の考え方・方向性のもと、金融機関の状況や金融機関を取り巻く経済・市場の動向をモニタリングしつつ、金融機関の創意工夫を促す対話や、ベスト・プラクティスの追求に向けた対話を通じ、将来にわたって金融機関の仲介機能の発揮と金融システムの健全性を目指す動的検査・監督へと移行してきた。

2017 (平成29) 年8月に設置された「金融モニタリング有識者会議」において、より具体的な検査・監督の考え方が議論され、金融庁は、2019 (令和元) 年6月に「金融検査・監督の考え方・進め方(検査・監督基本方針)を公表した。

その中で廃止の方向性が示されていた「金融検査マニュアル」については、想定している ビジネスモデルが限定された類型のものとなり、各金融機関の経営戦略や融資方針が十分に 考慮されず、画一的に内部管理態勢(リスク管理、引当等)の検証が行われた結果として① 担保・保証への過度な依存、貸出先の事業の理解・目利き力の低下、②過去の貸倒実績のみ に依拠して引当を見積もる実務が定着した結果、金融機関が認識している将来の貸倒れのリ スクを引当に適切に反映させることが難しくなるといった影響も生じていることから、2019 (令和元)年12月に廃止された。

一方で、同月、金融庁よりディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に 関する検査・監督の考え方と進め方」が公表された。

これは、2019(令和元)年6月に公表された「金融検査・監督の考え方・進め方(検査・

監督基本方針)において、金融検査マニュアル廃止後、個々のテーマ・分野ごとのより具体 的な考え方と進め方を、議論のための材料であることを明示した文書(ディスカッション・ ペーパー)の形で示すことされていたものに対応するものである。

金融庁は、2019(令和元)年7月以降、関係者や有識者からなる「融資に関する検査・監 督実務についての研究会 | を開催し、現状の実務を出発点として、より的確な将来見通しに 基づく引当を可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議 論した内容を踏まえ、融資の観点から、「金融システムの安定 | と「金融仲介機能の発揮 | のバランスの取れた実現を目指す当局の検査・監督の考え方と進め方を整理し、当該文書を 公表した。

3-2 廃止後の基本的考え方

金融検査マニュアルが廃止されても、従来の自己査定および償却・引当に関する実務が否 定されるものではない。一方で、廃止に至った趣旨からは、各金融機関自らが経営理念、経 営戦略や各方針を明確にし、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価を 行い、自己査定および償却・引当への反映を行うため、金融機関の創意工夫や多様で主体的 な取組が期待されている。

したがって、ディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・ 監督の考え方と進め方 においては、多くの金融機関が、金融検査マニュアルによる債務者 区分の枠組みを出発点とすることを想定されるため、現在の債務者区分を出発点に、現行の 会計基準に沿って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、認識している信 用リスクをより的確に引当に反映するための見積りの道筋が示されている。

見積りにあたっての主な基本的な考え方は以下のとおり示されている。

(1) 一般貸倒引当金の見積り

債務者区分の中でも、一般貸倒引当金の対象となっている正常先および要注意先(要管理 先を含む)については、個別の債務者の将来の経営状態に不確実性が伴うところ、統計的に 信用リスクを分析することで全体としての見積りの精度が高まると考えられる。

したがって、各金融機関のポートフォリオの特性を把握・分析し、他の債権と異なる特異 なリスク特性を有する債権群を別グループとした上で、過去実績に加えて、外部や内部の環 境変化など足元や将来の情報を集合的に引当に反映することも考えられる。

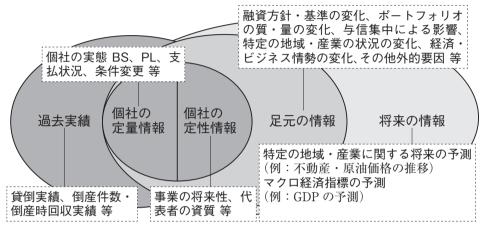
一方で、要管理先のうちの大口与信先等、集合的評価では捉えられない当該与信先の固有 の事情が金融機関の経営に大きな影響を与えうるような場合には、DCF法により個別に引 当を見積もることにより、見積りの精度が高まると考えられる。

また、当局は、引当の見積りの適切性・合理性について、以下の基本的な視点から評価していくことが挙げられている。

● 信用リスクに関する情報

当局は、金融機関が、過去の貸倒実績等や個社の定量・定性情報に限らず、個社に帰属 しない足元の情報、将来予測情報等、幅広い情報から信用リスクをどのように認識し、対 応を検討しているかを評価する。

【図表1-3-1】信用リスクに関する情報の例



(資料) 金融庁ディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」)

2 見積りプロセスの公正性

足元の情報や将来予測情報等を勘案した引当の見積りは、見積りの不確実性と経営陣の 判断を伴うため、適切なガバナンスと内部統制により、当該見積りプロセスの公正性を担 保する必要がある。

❸ 内外の検証可能性

将来の見通しにかかる経営陣の判断は、内部監査部門、社外役員等、会計監査人、当局等による適切性・合理性の検証が可能である必要がある。そのため、当局は、引当の見積りにあたって、経営陣の判断の基礎となる事実と当該事実から見積結果に至る考え方の確認を通じて経営陣の判断の適切性・合理性を検証する。

また、経営陣の判断プロセスが見えるよう、採用した引当の方針や見積方法、融資に関連する内部統制の枠組み、引当額の見積りの過程などを適切に文書化しているかどうかを確認する。

♠ 財務諸表利用者にとっての比較可能性

融資ポートフォリオの信用リスクの実態をより的確に表現することは、当局が金融機関の健全性を評価する際の視点として有用であるだけでなく、財務諸表利用者の意思決定にも有用なものとなり、財務諸表の比較可能性を向上させると考えられる。

また、引当の見積方法が、各金融機関によって異なることが想定されるため、財務情報

の利用者が見積方法を理解することで財務諸表(引当額)を比較することを可能とするため、個別債務者に関する憶測を招くような可能性に留意しつつ、引当の計上基準に係る注記の記載を充実させる等により、引当方針や引当の見積方法の開示を充実させることも重要である。

(2) 個別貸倒引当金の見積り

債務者区分の中でも、個別貸倒引当金の対象となっている破綻懸念先、実質破綻先、破綻 先については、個別の債務者の経営状態に重大な問題が生じており、個々のリスク特性が異 なるものと考えられることから、個別の債権の返済可能性を的確に把握した上で、個別に回 収不能見込額を見積もり、適時に償却・引当を計上することが適切である。

Q 金融庁による融資に関する検査・監督の新たな姿

■ 金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督はどのような考え方で進められるのか。

・監督 金融庁は1999(令和元)年12月、検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督 の考え方と進め方に関するディスカッション・ペーパーを公表した。

当該ディスカッション・ペーパーによると、これまでの融資に関する検査・監督は、各金融機関のビジネスモデルとは切り離して、特定の内部管理態勢のあり方を想定して設計されてきたが、昨今、金融機関の経営環境が大きく変化していることや、融資ポートフォリオの信用リスクの要因が多様化していること等を踏まえつつ、「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」をバランスの取れた形で実現するためには、当局も金融機関が自主的な創意工夫を行いやすくなるよう、ビジネスモデルの多様性に合わせて検査・監督手法を継続的に見直していく必要があるとされ、金融機関の多様性に合わせた検査・監督へとシフトしつつあることが示されている。

▶金融庁の新たな検査・監督の進め方

検査・監督の進め方としては、各金融機関の個性・特性に即した切り口から着眼点を検討し、リスクベースでの実態把握を行うこととされている。その際には、地域経済の状況、融資ポートフォリオの特性、資本配賦や収益管理の状況等の観点からの実態把握のみならず、金融仲介機能の発揮状況をより深く理解するための個別貸出についての対話や、融資審査、期中管理、信用リスク管理、自己査定および償却・引当等の融資に関する各態勢の実効性評価のための個別貸出の検証も必要に応じて行う。その上で、把握した融資ポートフォリオの信用リスクをベースとして、償却・引当の水準の適切性のみならず、経営戦略におけるリス

クテイクや内部管理態勢のあり方、実質的な自己資本の十分性、収益状況等も考慮してビジネスモデルの持続可能性について議論していく。当局としては、金融機関の自主的な創意工夫を制約しないよう、当該金融機関の個性・特性に即した形で融資に関する検査・監督を進めていく方針である。

具体的には、以下のような場面が考えられる。

例1 議論の中心は債務者支援の取組課題へ

渦去

新たな姿

当局による個別貸出の査定の際に、金融機関が、地元の再生支援対象の貸出先の事業の将来性等を説明しても、当局がこれに理解を示さず、実質債務超過だから破綻懸念先ではないかとの指摘を行えば、金融機関内部でも、当該先に対する経営改善支援や追加融資に消極的になる可能性がある。

個別の債務者区分が間違っているかどうかの 検証に注力するのではなく、当該金融機関が 経営理念に沿ってどのように顧客の再生支援 に取り組んでいるのかを把握し、顧客の経営 状況や再生支援の合理性等を検討した上で、 今後支援をさらに行っていく上での課題につ いて議論する。

例2 引当の見積方法に関する柔軟な取組みを尊重する姿勢へ

温夫

新たな姿

当局が、金融機関による恣意的な引当の見積りを過度に懸念して、過去の貸倒実績率に依拠した見積りを一律に強制すれば、金融機関によってはかえって信用リスクに対して適切な引当を見積もることができず、ひいては当該金融機関の健全性を適切に評価することが困難となる可能性がある。

関係者との議論を経て、様々な融資ポートフォリオの特性に合った引当の見積方法を今後蓄積・公表していくことで各金融機関の取組みを進めやすくするとともに、 個別の金融機関に対しては、引当の見積りプロセスの検証を重視し、例えば、当該金融機関の経営陣が、支援対象先をグルーピングした上で当該グループのリスク特性を考慮して引当を見積もるといった取組みを尊重する。

例3 特定のビジネスモデルを想定した一律の検査・監督から時間軸も意識したモニタリングへ

過去

新たな姿

地元の中小企業向け融資の貸出残高が、金融 機関が想定していたように伸びず、一時的に 収益が悪化している場合に、当局が金融機関 の経営理念に理解を示すことなく、本業赤字 であることを単に指摘し、ビジネスモデルの 持続可能性に疑問を呈する。 当該金融機関の経営理念・方針を起点として、 リスクに見合ったリターンをどのような時間 軸で見込んでいるのかを理解し、当該金融機 関の健全性の程度も勘案しつつ、時間軸を意 識してモニタリングする。

4 監督指針

Point

「監督指針」とは、金融機関の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・ 監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に 整理したものである。 金融庁は、検査・監督を担う職員向けの手引書として、監督指針を公表している。信用金庫および信用組合を含む中小・地域金融機関については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」)が策定・公表されている。

2018 (平成30) 年 6 月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)」を策定し、検査マニュアルは廃止することとした一方で、監督指針については、法令の適用・解釈の明確化や許認可・行政処分等の手順を示す上で予見可能性を確保するため、引き続き利用が継続されている。

同年7月には、金融機関の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査(オンサイト)を検査局、各種ヒアリング等(オフサイト)を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進め、検査局を廃止するとともに、総務企画局を企画市場局と総合政策局に改組することとし、組織見直し後の立入検査は、監督局の業態別の担当者と総合政策局の専門別チームが共同で行うこととしている。

こうした見直しの一環として、2019 (令和元) 年12月に、金融検査マニュアルの廃止と併せて、本監督指針についても、実態把握や対話等を通じたオン・オフ一体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理し、過度に細かく特定の方法が記載されている等金融機関の創意工夫を妨げる可能性がある規定について修正等を行っている。

自己査定に関連するところでは、金融検査マニュアルに記載されていた金融再生法開示債権の定義や開示区分等について、監督指針へ移管されている。($\Pi-4-9-3$ (2) など)また、「 $\Pi-4-9-4-3$ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分」において、貸出条件緩和債権の判定基準が示されている。

当該判断基準は、開示が求められている不良債権に該当するかどうかの基準であるとともに、「金融検査マニュアル」においては、要注意先のうち、貸出条件緩和債権等が供されている債務者を要管理先として区分し、その他要注意先とは異なる引当対応が示されていたことから、当該「貸出条件緩和債権」に該当するかどうかの判断は、自己査定および償却・引当実務上も、重要な位置づけを占めるものである。

5 会計基準との関係

Point

金融検査マニュアルにおける自己査定および償却・引当の枠組みは、金融商品に関する会計基準の枠組みを基礎としている。金融検査マニュアル廃止後においても、 当該会計基準の枠組みは変わっていない。

金融商品に関する会計基準は、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を①一般債権、②貸倒懸念債権、③破産更生債権等に区分した上で、その区分毎に貸倒引当金を見積もることとしている。(「金融商品会計に関する実務指針」や「金融商品会計に関するQ&A」が、定義や見積方法についての詳細を定めている。)

このような金融商品に関する会計基準の枠組みは、債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いか否かで大きく取扱いを分け、一般債権を集合的に、貸倒懸念債権と破産更生債権等を個別に評価するとしている点で、現状の債務者区分と引当の考え方の基礎となったものと言える。

また、金融検査マニュアルにおける債務者区分に基づく自己査定および償却・引当制度に係る会計・監査上の指針として、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)が公表されている。金融検査マニュアル廃止後においても、当該実務指針では、従来の自己査定および償却・引当制度の考え方は変わっていない。

8 金融検査マニュアル廃止後の償却・引当方法 見直しの動き

Point

金融検査マニュアル廃止前から、貸倒引当金算定方法の見直しを検討する金融機関は増えてきている。見直しにあたっては、他社事例等も参考に、各金融機関の実態に合った見直しとなっているかの検討が重要となる。

リーマンショック以降の全体的な信用コストの低下を踏まえて、貸倒引当金の算定方法に、 景気循環の影響を反映させるべく、貸倒実績率の算定期間の数を拡大するなどといった引当 方法やよりリスクに応じた引当方法として要管理先や破綻懸念先へのDCF法やCF控除法の 採用する金融機関も見られており、現行の引当ルールの中での引当方法の見直しの検討を行 う金融機関が増えてきていた(日本銀行・金融システムレポート別冊シリーズ「地域金融機 関における貸倒引当金算定方法の見直し状況」)。

金融検査マニュアルの廃止に至った背景においても、そのような金融機関の取り巻く外部 環境の変化へも対応していくため、金融機関がビジネスモデルに応じたリスク管理や分類、 償却・引当を進めやすくなるよう、金融機関の創意工夫や多様で主体的な取組みが期待され ている。

したがって、貸倒引当金の見積りにあたっては、過去実績や個社の定量・定性情報に限らず、個社に帰属しない足元の情報、将来予測情報等、幅広い情報のほか、経営環境の変化や融資ポートフォリオの変化とそれに基づく信用リスクの変化を適切に評価することが必要となる。

2019(令和元)年12月の金融検査マニュアルの廃止以降、実務上は、将来の信用リスク評価をより適切に引当に反映するための工夫や新型コロナウイルス感染症の影響への対応という観点から、引当方法を見直す金融機関も増えてきている。

具体的には、日本銀行の「金融システムレポート別冊シリーズ」(2020(令和2)年11月、2021(令和3)年12月)や金融庁の「銀行の引当開示の充実に向けて」(2022(令和4)年2月21日)に取り上げられている事例によれば、主に以下のような取組みがみられている。

● 予想損失額を見込む期間(算定期間)の変更

従来の1年-3年ルールや3算定期間の平均だけでなく、算定期間を債権の平均残存期間に対応する期間とするケースや、従来の算定期間を元にした貸倒実績率に対する必要な修正として、金融機関の経営環境に対応した景気循環に合わせてより長期の算定期間や本数を拡大して算定するケースなどが見られている。

❷ 貸倒実績率または倒産確率の算出におけるグルーピング

従来の債務者区分に加えて、各金融機関のポートフォリオの信用リスク特性に応じて、

債務者区分を上位・下位などより細分化するケース、商品別、地域別や業種別などに区分するケースなどが見られる。

新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金の追加計上

新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する債務者などをグルーピングして、キャッシュ・フロー見積法や債務者区分を引下げたものとみなした 貸倒実績率などにより必要な調整として追加引当を実施しているケースが見られる。

④ 将来予測情報を活用した引当方法(フォワードルッキング手法)の採用

現時点では採用している金融機関は少数に留まっているが、将来の景気変動に備えた引 当への反映などに採用されている。将来の定量情報として経済指標を活用する場合、損失 率と相関関係の強い指標を選択し、シナリオ等を用いたモデル等により予想損失率に反映 させているケースが見られる。

上記において挙がっている事例は、個々の金融機関の実態を検討したうえで採用されてお り、必ずしもすべての金融機関にとって合理的な選択肢となるとは限らない。

引当方法を見直すにあたっては、各金融機関の有する信用リスクに関する幅広い情報を元に、見直し後の方法が融資方針等や特定・評価された信用リスクの状況に照らして合理的かどうか、例えばグルーピングであれば、グループ化の対象となる業種や債務者の選定基準、グループ化した対象に適用する引当率等について検討する必要となるとともに、変更の適時性等についても検討が必要となる。

また、ディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」では、多様で主体的に取組みが求められる一方で、その前提としては、金融機関のガバナンス等を含めた引当見積りの公正性や検証可能性を確保するため、経営陣の判断プロセス(見積方法や見積りの過程)について適切に文書化すること等が必要とされているため、留意が必要である。

【図表1-2-3】自己査定および償却・引当制度を取り巻く環境の変遷 (一部)

1995 年 1996 年 1997 年 1998 年 1999 年 2000 年 2001 年 2002 年 2008 年 2006 年 2007 年 2008 年 2010 年 2017 年 2012 年 1998 年 6月22 日、大蔵省から金融監督・検査機 2000 年 7 月 1 日、大蔵省から金融行政に関する 企画立案機能も移管され、金融庁に改組 全部庁に改組 全部庁に改組 全部庁 会 にはが分離され、発足 会 には、分離され、発足 会 には、 と	破綻金融機関の増加を背景に、金融システムの安定化を図るため、凍結	2002 年 10 月公表。主要行等における 全融再生プログラム 全融で第フログラム 全融・資本市場競争力強化プラン (2014年 12 月公表。不良債権問題への緊急対応か でターレギュレーションへの) を脱対し、平時の行政への転換を意図した政策 全融・資本市場競争力強化プラン (2017) と	
西暦 I 金融行政所管 官庁の変遷	11 金融関連法の 変遷	田 金 の の の が か か か か か か か か か か い い い が が か か い い い い い い い い い い い い い	とな出来事

(資料) EY新日本有限責任監査法人

償却・引当の全体像

1 償却・引当の根拠規定等

Point]

償却・引当の方法は、旧金融検査マニュアル^(※) のほか、日本公認会計士協会が公表する「銀行等監査特別委員会報告第4号」等に定められている。また、これらに特段の規定がない事項については、一般基準としての金融商品に関する会計基準等についても参照する必要がある。

信用金庫および信用組合の償却・引当に関連する主な指針等は、【図表 3-1-1 】 のとおりである。

【図表3-1-1】信用金庫・信用組合の償却・引当に関する主な指針等

指 針 等	備考
旧金融検査マニュアル ^(※) 資産査定管理態 勢の確認検査用チェックリスト別表 償却・ 引当 (別表 2)	債務者区分等ごとの引当方法が示されている。 おおむね銀行等監査特別委員会報告第4号の 内容と整合している
銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒 償却および貸倒引当金の監査に関する実務指 針(銀行等監査特別委員会報告第4号)	上記参照
資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定 及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資 本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に 関する監査上の取扱い(業種別委員会実務指 針第32号)	いわゆる資本性借入金が供与されていうる債 務者に対する貸倒引当金の計上方法が示され ている
金融商品に関する会計基準(企業会計基準10 号) 金融商品会計に関する実務指針(会計制度委 員会報告第14号)	上記の指針等に規定がない事項については、 一般基準としての本基準および本実務指針の 規定にしたがって、会計処理を行うことにな るものと考えられる

[※] 金融庁は、2019年12月18日に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」 (以下「「ディスカッション・ペーパー」という)を公表し、「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関 に係る検査マニュアル)」等を廃止している。

この点、旧「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」における「自己査定(別表 1) | および

「償却・引当(別表2)」は、実務上の指針として金融機関および監査人に長年利用されていることを踏まえ、ディスカッション・ペーパーにおいては、金融検査マニュアル別表に基づいて定着している現状の実務を否定しないとしつつ、現在の債務者区分を出発点に、現行の会計基準に沿って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、認識している信用リスクをより的確に引当に反映するための見積りを行うことを求めている。

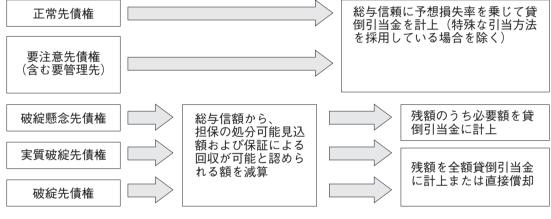
2 償却・引当作業の流れ

Point

金融機関の償却手続には間接償却(貸倒引当金の計上)と直接償却という2種類の手続があり、一般的に貸出金等の回収可能性の悪化に応じて、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金と進み、最終的に直接償却に至る。

債務者区分ごとの償却・引当の流れは、【図表3-1-2】のようにまとめることができる。

【図表3-1-2】 償却・引当の流れ



債務者区分	償却・引当区分	
正常化	- 一般貸倒引当金	
要注意先(含む要管理先)	一板貝倒り目並	
破綻懸念先	個別貸倒引当金	
実質破綻先	(部分)直接僧却	
破綻先		

金融機関における貸出金等の償却手続には、間接償却と直接償却の2種類の手続きがある。 間接償却とは、債務者が支払不能・支払困難な状況に陥った時点で、貸出金等の回収可能性 を見積もって回収不能見込額を貸倒引当金に繰り入れて一時的に償却する手続きであり、将

【執筆者等一覧】

執筆者 加藤修平

木村晃一朗

小坂建太郎

鳥羽勇樹

校閱者 窪寺 信

長尾礎樹

監 修 小澤裕治

窪寺 信

※いずれもEY新日本有限責任監査法人所属。執筆当時。

※記載順序は50音順。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp

改訂 信用金庫・信用組合の会計実務と監査

一自己査定・償却引当編一

2013年7月20日 初版第1刷発行 2022年10月22日 改訂版第1刷発行 編 著 者 EY 新日本有限責任監査法人 発 行 者 志 茂 満 仁 発 行 所 ㈱ 経 済 法 令 研 究 会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21 電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823

〈検印省略〉

https://www.khk.co.jp/

営業所/東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン・本文レイアウト/清水裕久 (Pesco Paint)

制作/西牟田隼人 長谷川理紗 印刷/日本ハイコム㈱ 製本/㈱ブックアート

©2022 Ernst & Young ShinNihon LLC. Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3482-6

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ 書籍・DVD・定期刊行誌 メニュー下部の 追補・正誤表)

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。